

多面的機能発揮促進事業に関する計画(変更)の概要

令和6年6月28日

立山町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 26 年法律第 78 号)第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同法第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

[illegible]